



# 消費生活センター かわら版



■ 訪問取引お断りシール

■ 年末年始もご用心!

■ 悪質な訪問販売にご用心!

■ 防犯機能付き電話機の購入費用を補助します

■ 緊急駆けつけサービスにご用心! ■ 出前講座のご案内

令和4年11月発行



## 悪質な訪問取引にご用心!!!

消費生活センターには、訪問販売、訪問買い取りでしつこく勧誘され、断り切れず契約してしまったが解約したいという相談がたくさん寄せられています。



消費者庁イラスト集より



### 被害防止のポイント

- 在宅中も玄関の鍵はかけておきましょう!
- ドアを開ける前に「どちらさまですか?」「ご用件はなんですか?」と用件を確認し相手がはっきりと答えないときはドアを開けてはいけません。
- 「無料点検です」「近所をまわっています」「ごあいさつにきました」にはご用心! セールス目的の場合がほとんどです。
- 断りたいときは「いりません、お帰りください!」ときっぱり伝えましょう。

消費生活センターでは、被害防止のため「訪問取引お断りシール」を配布しています。ぜひ活用してください。

断っている人に勧誘を続けることは「特定商取引法」で禁止されています。

また、このシールを無視して勧誘を行った場合、**京都府消費生活安全条例違反**となります。

断っても勧誘を続けられた場合は、事業者名・電話番号を聞いて消費生活センターに相談してください。

帰らない場合は警察に通報しましょう。

訪問取引で契約した場合、法律で定められた書面を受け取ってから8日以内など、要件を満たせば**クーリング・オフ(契約の解除)**ができます。

玄関先や電話機の横などに貼って活用を!

訪問販売・訪問買い取りを望まない人は **お断りシール** を活用しましょう!



困ったら すぐ相談! 特殊詐欺にご注意!

- ・ 京田辺市消費生活センター 63-1240
  - ・ 消費生活土日祝日電話相談 075-811-9002
  - ・ 京都府田辺警察署 63-0110
- 電話でお金 それはサギ!

# 悪質な訪問販売にご用心!!!

## 事例① 無料点検に応じたら高額なリフォーム工事に!

「近所で工事をしている。お宅の屋根瓦がずれているのが見えた。無料で点検しましょうか」と事業者が来訪。無料ならと思い見てもらうことにした。屋根の写真を見せて「このままだと次の大雨で大変なことになる」と言われ屋根修理を頼むことにした。その後、家を建てた事業者を確認してもらったら問題がないと言われた。



消費者庁イラスト集より

### アドバイス

- 突然訪問してきた事業者簡単に点検させないようにしましょう。
- 「以前工事したところから引き継いだので点検に行く」と電話をしてきて訪問する事業者もあります。
- 修理を勧められてもその場で契約せず、別の専門家に確認してもらったり、他の事業者から見積もりを取りましょう。
- 他に「床下を点検する」「排水管を点検する」「汚水ますの点検をする」と言って訪問してくるケースもあります。あそこが悪い、ここが悪いと言って「放っておくと大変なことになる」と不安にさせて契約を勧めてきます。

## 事例② 新聞購読の契約トラブルにご用心!

新聞販売店の人が訪問し「1か月無料にする。景品もつけます」と新聞購読を勧められた。「別の新聞をとって、あと2年残っている」と言ったが、「それが終わってからでいい、3年とってくれたらお米と洗剤、ビール券をプレゼントする」と言われ断り切れず契約した。よく考えると2年先の契約で、その頃どうなっているかわからないのでやめたい。

### アドバイス

- 景品につられて契約せず、数年先からの購読や、長期間の契約はよく考えましょう。
- 後でトラブルになったときのために、必ず契約書は保管しておきましょう。

# 緊急時のかけつけサービスのトラブルにご用心!!!

## 事例① トイレ修理で思わぬ高額請求!

トイレが詰まり以前ポストに入っていたマグネット広告(磁石でできた貼り付けシート)の事業者を呼んだ。来訪した事業者「便器ごと替えないと大変なことになる」と言われ、便器を全部交換することになった。高額だったが、本当に必要な工事だったのか今となってはわからない。



消費者庁イラスト集より

## 事例② 鍵開けを頼んだら想定外の高額請求!

鍵をなくして家に入れなくなった。スマートフォンで調べると「鍵開け6000円から」とあったので、事業者を呼んだ。来訪した事業者「特殊な鍵なので6万円かかる」と言われ高いが仕方が無いと思い支払った。後で調べたら他の事業者に比べ2倍以上の金額だった。

### アドバイス

- 広告(チラシ、インターネットを含む)に表示された料金をうのみにせず「見積もりだけでも料金がかかるのか」「キャンセル料はかかるのか」など事前に確認しましょう。
- 複数の事業者から見積もりをとり、内容や料金をしっかり確認しましょう。
- 事業者の訪問時はできるだけ家族や知人に立ち会ってもらい、作業前に内容や料金を確認しましょう。納得いかない場合はきっぱりと断ることが大切です。
- 緊急時に備え、事前に信頼できる事業者の情報を収集しておきましょう。

# 年末年始もご用心!

今年相談が特に多く寄せられた相談事例を紹介します。市ホームページでも、クーリングオフの方法や具体的な事例を紹介していますのでご覧ください。  
「京田辺市ホームページ 消費生活センター」で検索するか右上QRコードで確認してください。



## 公式通販サイトと思って注文したら、ニセの通販サイトだった!

通販サイトで掃除機が安くなっていたので注文した。商品が届かないのでサイトに電話をすると申し込んだのは正規店のサイトをそのままコピーして作られた「ニセのサイト」と言われた。

### 《ニセサイトの特徴》

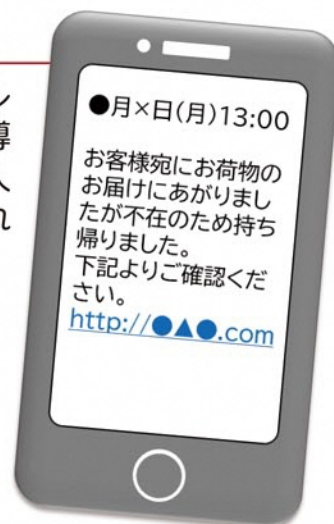
- 他のサイトでは売り切れなのに販売している
- 販売価格が通常よりも安い
- アドレス(URL)が正規サイトと少しだけ異なる
- サイト内の文章や注文確認メールが不自然な日本語になっている
- 支払い方法が前払いで銀行振り込みのみ
- 振込先が個人名義の口座



消費者庁  
イラスト集より

## そのメール、フィッシングサギ?!

宅配便の不在通知や携帯電話会社・銀行・大手通販会社を名乗ったメールが届いたときは要注意!メールに記載されたリンク先をクリックし、誘導されるままにID・パスワード・クレジットカード情報などを入力すると、個人情報などをだまし取られたり、カード会社や通信会社から請求を受けるおそれがあります。面倒でも、正規サイトなどでメールの真偽を確認しましょう。



消費生活センターが休みの時は  
裏面に記載の**消費生活土日祝日電話相談**や  
24時間対応の**悪質商法110番**(京都府警察本部内)  
**☎075-451-9449**にご相談ください。



## 防犯機能付き電話機等購入補助金

65歳以上の市民の方に  
購入費用の2分の1(上限5,000円)を補助します!

**綴喜防犯協会の補助(2,000円)とダブルでお得!**

「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」など、特殊詐欺被害のほとんどは、自宅の固定電話に直接出たことがきっかけとなっています。

**詐欺被害防止には  
防犯機能付き電話機が有効です!!**



※詳しくは、下記までお問い合わせください。

京田辺市消費生活センター(☎64-1319)

綴喜防犯協会 事務局: 田辺警察署(☎63-0110)

# ● 出前講座を活用しませんか？ ●

ますます巧妙化する悪質商法。被害を最小限に防ぐためには、市民の皆さんに具体的な手口や対処法を知っていただくことが有効です。  
地域の皆さんで集まって、学習会を開きませんか？

講師料  
無料

## 京田辺市出前講座〈メニュー〉

- ① あなたは大丈夫？悪質商法にご用心！  
(市民一般向け)
- ② 高齢者をねらう悪質商法  
(見守りの方向け)
- ③ インターネットトラブルあれこれ  
など

- 参加者は10人以上から
- 区・自治会、老人クラブ等の地域活動でどうぞ！

NEW

体験型！

## スマホトラブル・ミニ出前講座

実際に自分のスマートフォンを使いながら、情報検索やインターネット通販の安全な利用方法や注意点を学びます。

- 日時：平日の1時間30分～2時間程度
- 場所：市内（自宅を除く）
- 対象：スマホ初心者
- 人数：2～5人まで



両タイプとも、主催側で会場の用意をしていただければ、職員が出向きます。興味をお持ちの方は、消費生活センターまで、お気軽にお問い合わせください。



一人で悩まず早めに相談！

京田辺市消費生活センター

☎0774-63-1240

【平日】9時～12時・13時～16時

市役所3階 産業振興課内

(事務専用) 0774-64-1319

(FAX) 0774-64-1359

消費生活土日祝日電話相談

☎075-811-9002

【土日祝日】10時～16時

